

# 特定小型原動機付自転車 (電動キックボード) の基本ルール

～令和5年7月1日から、「特定小型原動機付自転車」に関する新たな交通ルールが適用されました～

## 1. 特定小型原動機付自転車とは？

原動機付自転車		
	特定小型原動機付自転車	一般原動機付自転車(原付)
最高速度	20km/h 以下	
定格出力	0.6kW 以下	
長さ	190cm 以下	特定小型原動機付自転車 以外のもの
幅	60cm 以下	
高さ	—	



原付の  
仲間です!!

詳しくは、  
警察庁ウェブサイト内  
特設ページへ



※上記の赤枠内、特定小型原動機付自転車の基準を満たさない車両の運転には、運転免許が必要です。

## 2. 乗ることができる人



16歳以上  
免許は不要



16歳未満  
の人は  
運転禁止  
です！！

## 3. 乗るための準備

\* \* \* \* \*

### ① 保安基準を満たしているか確認



シールが貼付されていれば、  
保安基準を満たしています！

### ② 保険に加入

自動車損害賠償責任保険  
または  
責任共済に加入

### ③ ナンバープレート の取得

運転前に  
必ずチェック!!



## 4. 交通ルール

★信号を守りましょう！(原則、車両用の信号に従う。)



←左の標識が信号機に設置されている場合は、歩行者用信号機に従わなければなりません。

★一時停止場所では、確実に止まりましょう！



★飲酒運転の禁止！等

運転中のスマートフォンの使用は禁止です!!

STOP! ながらスマホ



## 5. 通行する場所は？

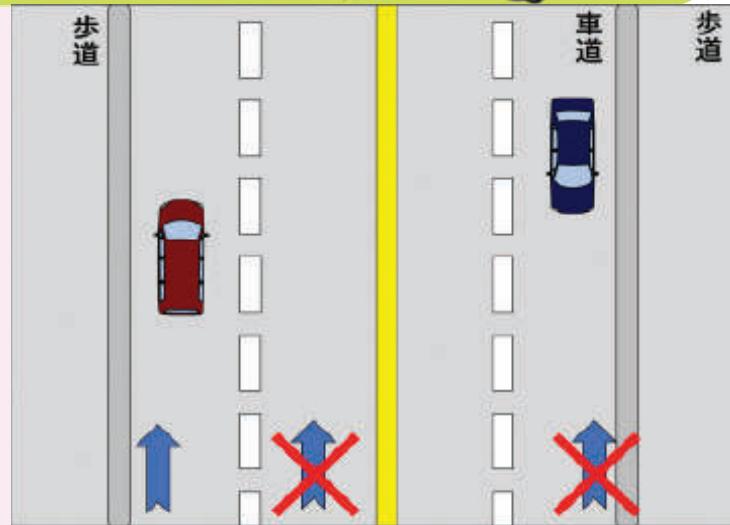


原則

**車道通行**

(自転車道も通行可)

**左側通行**



### 〈左折の方法〉

★横断中の歩行者の通行を妨げない！

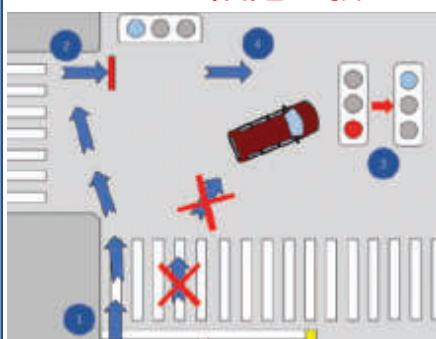


① ウインカーを操作  
(左折の合図)

② 道路の左端に沿って、  
十分に速度を落とし  
曲がる

### 〈右折の方法〉

★必ず「二段階右折」



① 青信号で交差点の向こう側まで直進

② その地点で止まり、右向きを変える

③ 前方の信号が青になったことを確認

④ 進行方向へ進む

## 6. 安全利用のために

運転時は  
乗車用ヘルメットを  
着用しましょう！



交通事故の被害を軽減するために、  
頭部を守ることが重要です！

## 7. 万一の事故の際は

★負傷者の救護

★110番及び119番へ通報

